

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務 一式

(2) 業務の内容

鳥取県企業局財務会計の業務を管理・運用する機能を備えた企業局財務会計システムの構築及び運用保守

なお、詳細は、鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

ア 構築業務 契約締結日から令和5年9月23日まで

なお、システム導入期限は、令和5年8月31日までとし、令和5年9月1日から令和5年9月23日までの間は試験運用期間とする。

イ 運用・保守業務 令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

(4) 予算額

27,621千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度 3,141千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和6年度～令和9年度 各年度 6,120千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和5年1月13日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和5年1月13日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和5年1月13日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

カ この公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 構成員は、(1)のア及びウからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

キ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している構成員が1以上であること。

ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 審査方法

審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、「鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務企画提案書評価要領（以下「評価要領」という。）」に基づき、審査委員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

4 受託者の選定方法

(1) 本業務の受注者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、「評価要領」に基づき、最優秀提案者を決定するものとする。

(2) 本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、この公告に示した業務を完遂できると判断した参加者であって、予算額の範囲内において見積書を提出した者とする。

- (3) 企画提案書の内容評価に対する点数は、別紙「鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務企画提案書評価基準書」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点した点数（以下「評価点」という。）とする。
なお、評価点の上限は191点とする。
- (4) 見積額については、次の式により換算し、見積額に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。
なお、価格点は以下の計算方法により算出し、上限は129点とする。
価格点＝129×（1－（提案価格（税抜き）／提案上限額（税抜き）））
価格点は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位表示とする
- (5) (3) 及び (4) により算出された評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。
ただし、公募型プロポーザル参加者の内容評価点が67点未満となった場合には、失格とする。
- (6) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、提案者それぞれの「評価点」、「価格点」が異なる場合は、「評価点」が高い者を最優秀提案者とし、「評価点」、「価格点」が同じ場合は、提案価格が低い者を最優秀提案者とする。
なお、提案価格が同じ場合は、くじ引により最優秀提案者を選定するものとする。
- (7) 最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。
ただし、協議が不調のときは、企画提案書の審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

5 手続等

(1) 公募型プロポーザルに関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271
鳥取県企業局経営企画課
電話 0857-26-7443 ファクシミリ 0857-26-8193

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領等は、令和5年1月13日（金）から同年2月3日（金）までの間に、インターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和5年1月13日（金）から同年2月3日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

6 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加表明書等を5の(1)の場所に、令和5年2月3日（金）の午後5時までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出は、公募型プロポーザル実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 企画提案書の提出期限及び提出場所

ア 日時

令和5年2月24日（金）午後5時まで

イ 提出場所

鳥取県企業局経営企画課

鳥取市東町一丁目 271 番地（電話：0857-26-7443）

8 プレゼンテーションによる企画提案書の最終審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。この場合において、公募型プロポーザル参加者は、パッケージソフトの実演を行うこととする。

9 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

10 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 その他

(1) 見積書について

ア 見積書に記載する額は、システム構築及び運用保守に要する経費の総額とし、各年度に必要となる運用保守経費（54 月の総額）も同時に記載すること。

イ 見積書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。

(2) 企画提案書の無効

2 の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については、失格とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

(6) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(7) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。

ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(9) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。